

1月15日は小正月・どんど焼きの火で餅を焼いて食べ、五穀豊穡や無病息災を願いました。

公民館の予定表

家族の予定	1月	公民館・まちづくり	学級・短期講座	自主学級・サークル・スポ文	
	8月	成人の日	寿 麻雀		チアダンス (小4~6)
	9火	あいさつ運動⑥ 幼小中始業式	寿 卓球 篆刻教室	スポ文サロン	マットピラティス チアダンス (幼・小1) いなほ
	10水				スポ文 ヨガセラピー
	11木		寿 カラオケ	民生委員 児童委員協議会	はつらつ元気塾 チアダンス (小2・3)
	12金				太極拳 (昼)
	13土				コーラスジュビター
	14日	瑞浪市消防出初式			ヘルシー体操
	15月		寿 麻雀	太極拳 (夜)	チアダンス (小4~6)
	16火		寿 卓球		マットピラティス チアダンス (幼・小1) いなほ
	17水				スポ文 ヨガセラピー
	18木	萩原不燃ごみ	寿 カラオケ	スポ文理事会	チアダンス (小2・3)
	19金	小里不燃ごみ			太極拳 (昼)
	20土	大人の社会見学			サロン寄ってこ
	21日				ヘルシー体操
	22月		寿 麻雀	太極拳 (夜)	チアダンス (小4~6) 介護予防教室
	23火	まちづくり理事会	寿 卓球	スポ文サロン	マットピラティス チアダンス (幼・小1) いなほ
	24水			稲子連本部役員会	スポ文 ヨガセラピー
	25木	特定検診 萩原資源ごみ・紙類古着	寿 カラオケ	青少年育成本部教育部会	はつらつ元気塾 チアダンス (小2・3)
	26金	小里資源ごみ・紙類古着			太極拳 (昼)
	27土				コーラスジュビター
	28日				ヘルシー体操
	29月		寿 麻雀		チアダンス (小4~6) 介護予防教室
	30火		寿 卓球		マットピラティス チアダンス (幼・小1) いなほ
	31水				スポ文 ヨガセラピー
	2/1木		寿 カラオケ	稲子連地区役員会	はつらつ元気塾 チアダンス (小2・3)
	2金	区長会			太極拳 (昼)
	3土				コーラスジュビター
	4日				
	5月		寿 麻雀	太極拳 (夜)	チアダンス (小4~6)
	6火		寿 卓球	スポ文サロン	マットピラティス チアダンス (幼・小1) いなほ
	7水				スポ文 ヨガセラピー

♪ご家族の予定も書き込んで、ぜひ1カ月の予定表として使ってくださいネ♪

【稲津公民館 ☎68-3201】

イベント 第15回 みんなで楽しいお正月 申込者多数 お急ぎください!

みんなで楽しいお正月! 年の初め 日本の昔ながらの遊びをしましょう!

ジャンボかるた大会をします。10年前に公民館職員が制作したジャンボかるたを使用し、ひと昔前の稲津を感じていただける機会にもなります。お昼はボランティアさん手作りの七草粥とぜんざいをいただきます。一緒に遊んでくれる中学生ボランティアも募集しています。



写真は平成25年の様子

- ◆日時: 令和6年1月5日(金) 10時~ ◆会場: 稲津公民館 多目的ホール
- ◆参加費: 100円 七草粥とぜんざいを用意します。
- ◆定員: 30名 (幼児は保護者同伴で参加してください)
- ◆申込み: 稲津公民館 ☎68-3201 ◆申込期限: 1月4日(木) ※必ず事前申し込みをしてください。

イベント 第15回 いなつフォークvillage 2024

小学生からシニアまで一生懸命練習しています。各グループ工夫を凝らしたパフォーマンスをお楽しみください。



「歌は続き旅はまだおわらない」  
フォークvillageがずっと  
続きますように願いを込めて

- ◆日時: 令和6年2月11日(日)  
①午前の部 10時~11時30分  
②午後の部 13時~14時30分
- ◆入場無料: 整理券は不要です。
- ◆会場: 稲津公民館 多目的ホール
- ◆主催: 稲津フォーク村実行委員会  
稲津まちづくり  
稲津公民館



1月中旬より公民館ロビーにてレコード展示をします。

- ◆問合せ: 稲津公民館 ☎68-3201



第23回 うえるかむすぶりんぐコンサート

春はやっぱりこれを観ないと!

- ◆期 日: 令和6年3月16日(土)  
開場 13時30分 開演 14時
- ◆会場: 稲津公民館 多目的ホール
- ◆定員: 80名
- ◆入場無料: 整理券が必要です。
- ◆主催: 稲津まちづくり・稲津公民館  
うえるかむすぶりんぐコンサートのために書き下ろした台本で、笑いあり感動ありの舞台をお楽しみください。  
\*詳細は「月刊 いなつびより2月・3月号」でお知らせします。



写真は昨年の様子

ごみの「野焼き」は法律により禁止されています

ごみ(廃棄物)を「野焼き(野外焼却)」することは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、一部の例外(※)を除いて、禁止されています。「野焼き」を行うと、周辺に煙や灰が飛散し、洗濯物に臭いがついたり汚れたりするなど、周囲の人に被害を及ぼすことがあります。また、ダイオキシン類などの有害物質の発生源となり、環境汚染の原因になります。「野焼き」は火災につながる危険もあります。家庭から出る紙やプラスチックはもちろんのこと、庭木の剪定くずなどを処分するための焼却も野焼きとなりますので、絶対にやめましょう。  
※「野焼き」の例外の主なもの  
・どんど焼きなど地域の行事におけるしめ縄や門松等の焼却 ・農業者が行う田畑の刈草や稲わらの焼却  
例外であっても周りに迷惑にならないよう配慮が必要です。